

# 図南小学校いじめ防止基本方針

## はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために「図南小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

### 本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

- ①学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作ります。
- ②児童、教職員の人権感覚を高めます。
- ③児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- ④いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- ⑤いじめ問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

### 1 「いじめ」とは（いじめ防止対策推進法第2条を参照して）

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。

図南小学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ対応に当たる。

### 2 いじめを未然に防止するために

#### <児童に対して>

- ア：児童一人一人が認められ、お互いを大切にしたい、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- イ：わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ウ：思いやりの心や児童一人一人がかけがいのない存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学級指導の指導を通して育む。
- エ：「いじめは決して許されないこと」という認識を児童が持つようさまざまな活動の中で指導する。
- オ：見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、他の先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切を指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。

#### <教員に対して>

- カ：児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- キ：児童が自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
- ク：児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ケ：「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることをさまざまな活動を通して児童に示す。
- コ：児童一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚を持つように努める。
- サ：児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- シ：「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ス：問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識を持つ。

#### <学校全体として>

- ソ：全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- タ：いじめに関するアンケート調査（あのねカード）を学期に1回実施し、結果から児童の様子の変化などを教職員全体で共有する。あのねポスト（児童が常時相談できるポスト）は常時対応し、わかった時点で、関係担任が適切な対応や指導を行う。
- チ：「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- ツ：校長が、「いじめ問題」に関する講話を全校朝会でを行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと「いじめ」に気づいた時には、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。

テ：「いじめ問題」に関し、児童会（ジャンプチームの活用も）としても取組みを行う。

ト：いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

#### <保護者・地域に対して>

ナ：児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切を伝える。

ニ：「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便り、参観日、地域学校連携協議会等で伝えて、理解と協力をお願いする。

### 3 「いじめ」の早期発見・早期対応について

#### <早期発見にむけて・・・「変化に気づく」>

ヌ：児童の様子を担当をはじめ多くの教員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。

ネ：様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声かけを行い、児童に安心感を持たせる。

ノ：アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していかうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。あのねポストの対応や指導を速やかに行う。

小さなことでも丁寧に対応する。

#### <相談ができる・・・「誰にでも」>

ハ：いじめに限らず、困った事や悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。

マ：いじめられている児童や保護者からの訴えには、親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢を持って対応することを伝える。

ヤ：いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。

ラ：いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに委員会を通して校内で情報を共有するようにする。

#### <早期の解決を・・・「傷口は小さいうちに」>

①教員が気づいたあるいは児童や保護者が相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。

事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとで行う。

②いじめている児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめることをやめさせる。

③いじめることがどれだけ、相手を傷つけ、苦しめていることに気づかせるような指導を行う。

④いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う

⑤事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応に仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。

### 4 校内体制について

⑥校務分掌に「いじめ防止委員会」を位置づける。構成は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭とする。

⑦役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関するものを行う。

⑧いじめの相談があった場合には、当該学年主任、担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いを考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。

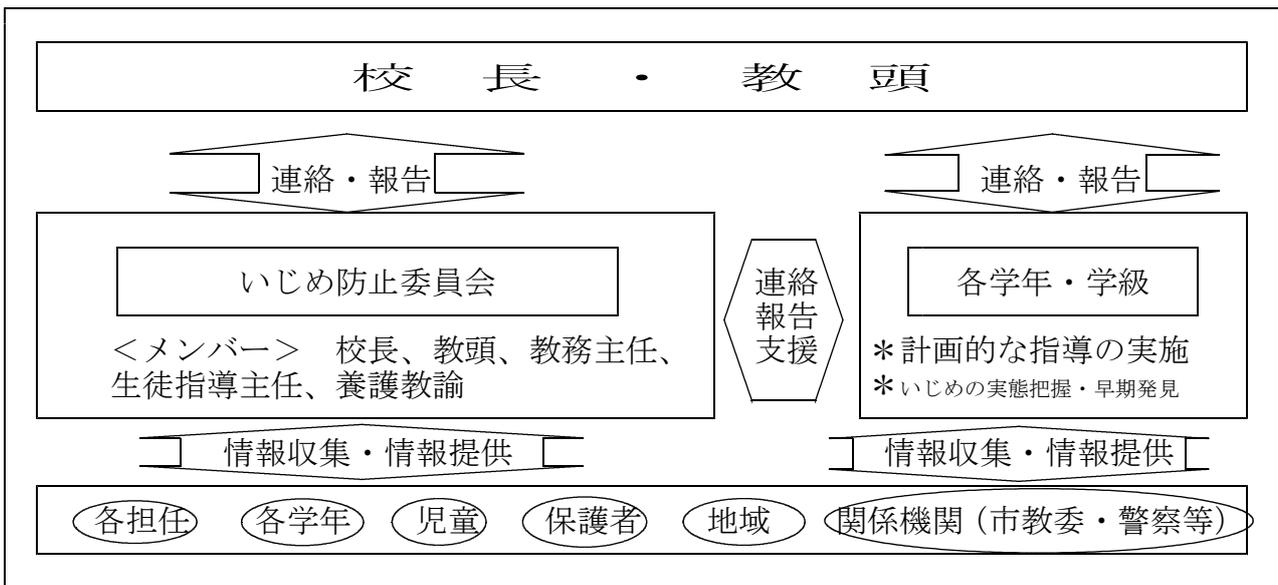
⑨学校評価においては、年度毎の取組について、児童、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。

#### 5 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

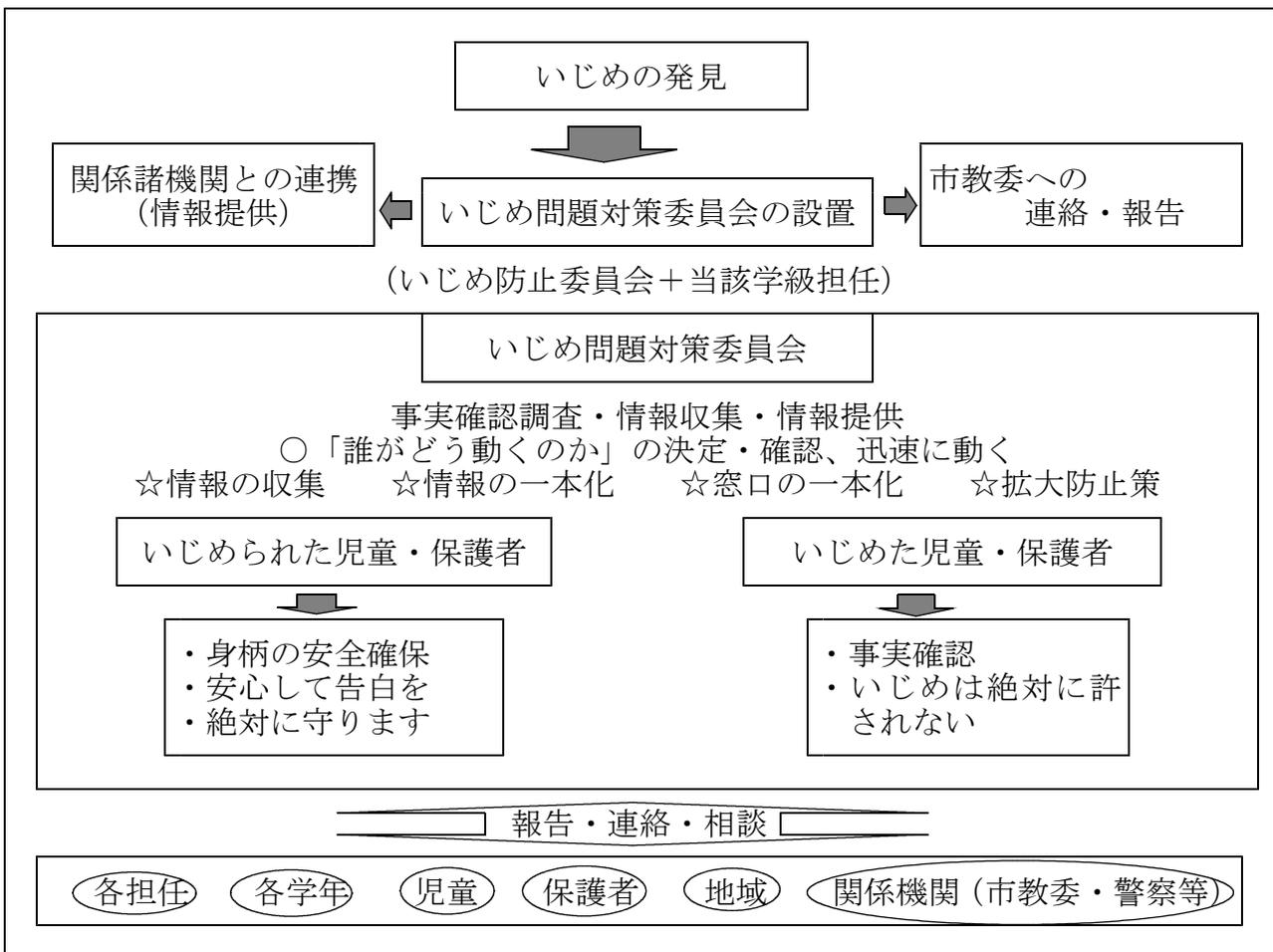
⑩いじめの事実を確認し、関係児童及び保護者への対応をした場合は八戸市教育委員会へ報告、重大事態発生時の対応等については、法に即して、八戸市教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に動く。

⑪地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを奨めることをお願いする。

## I いじめ防止体制（平常時）

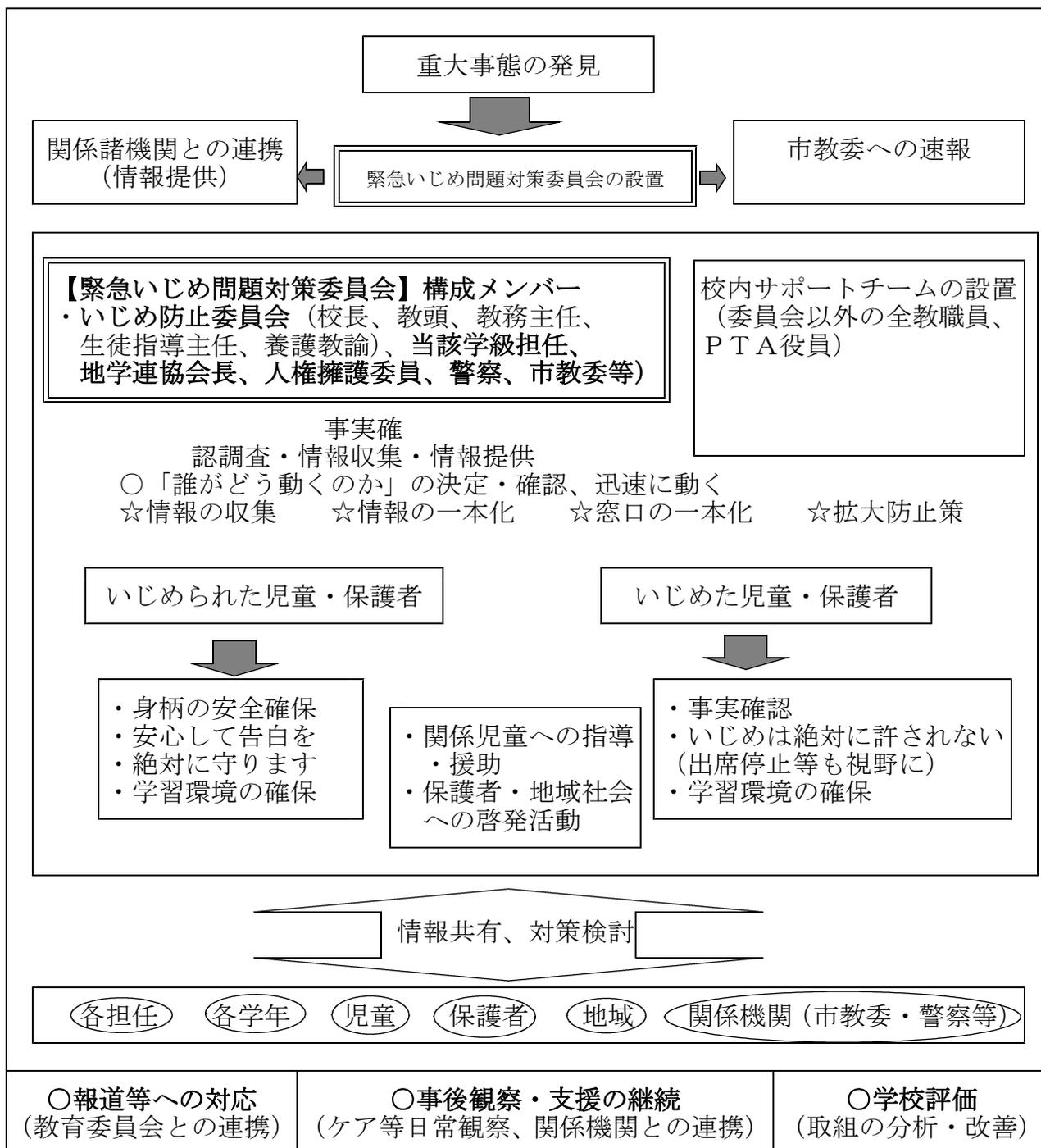


## II いじめ防止体制（いじめ発生時）



○いじめの解消（継続して情報交換、援助） ○事後観察・支援の継続 ○学校評価（取組分析・改善）

### III いじめ防止体制（重大事態発生時）



※重大事態が発覚した時点で、緊急いじめ問題対策委員会を立ち上げ、組織的に対応する。同時に校内にサポートチームを立ち上げ、一般児童等のメンタルヘルスケア等を行い、全校児童（保護者）の不安を解消させる。

八戸市立函南小学校 いじめ防止年間指導計画

	職員会議等 生徒指導情報交換（月一回）	未然防止のに向けた取組	早期発見に向けた取組	備考
4月	○いじめ対策に係る共通理解 ・基本方針・指導計画確認 ・参観日・PTA総会等 保護者に啓発 ○小中J Sの情報交換	・学年・学級づくり ・授業づくり ・信頼関係づくり	・学級内での観察 ・縦割り班清掃・委員会・クラブ ・職員会議等での教職員の情報交換	あのねポスト（児童が常時相談できるポスト）の常設
5月	○いじめ問題のための研修 ・児童理解 (各学級の配慮を要する児童)	・縦割り班による遠足		
6月		・Q-Uアンケート調査① ・教育相談①	・いじめに関するアンケート調査	
7月	○参観日	・保護者面談	・学年・学級懇談	
8月	○フリー参観日	・八戸市いじめ問題対話集会参加児童の報告	・学年・学級懇談	
9月	○参観日		・学年・学級懇談 ・教育相談日	
10月	○親子学習会	・秋を楽しむ会 ※縦割り班活動		
11月	○小中J Sの情報交換 ○参観日 ○学校評価	・Q-Uアンケート調査② ・教育相談②	・学年・学級懇談 ・いじめに関するアンケート調査	
12月				
1月			・新入学児童情報収集	
2月	○参観日  ○いじめ対策委員会 ・本年度のまとめ ・来年度の課題		・学年・学級懇談 ・いじめに関するアンケート調査 ・児童の人間関係に配慮した学級編成	
3月	○進学学年への引き継ぎ ・情報の確認			